島本町教育委員会　会議録（令和８年第５回　定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
髙岡　理恵	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年４月２１日（火） 午前９時３０分　～　午前９時４２分
場　　所	島本町役場４階　議会第３・第４会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、髙岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、南田篤志次長、三代剛次長 （教育総務課）伊藤康浩課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）廣井信弥課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	
議　　題	第　５　号報告　島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について 第　６　号報告　教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代理について 第　７　号報告　島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の臨時代理について
議決事項	なし
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者なし

教育長　　本日、出席者は５名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第５回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は髙岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、髙岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第５号報告「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第５号報告「島本町教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正の臨時代理について」、御説明申し上げます。

資料１ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号に該当するため、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、本規則は、令和８年３月２６日に開催された町議会２月定例会議（後半）で「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」が可決された後、施行日である令和８年４月１日までに改正する必要があったことから、教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第３条第１項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告を行うものでございます。

それでは、改正の概要について、御説明いたします。

資料３ページ及び４ページまで、規則を添付しております。

内容につきましては、報告資料により御説明申し上げます。

資料の５ページを御覧ください。

提案理由は、令和７年人事院勧告の趣旨を踏まえ、町長部局において、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

改正が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

議案の概要につきましては、地域手当相当額の支給割合について、段階的引上げに係る経過措置として、令和８年度中は１００分の１１とするものでございます。

詳細につきましては、資料６ページの新旧対照表により御説明させていただきます。

６ページを御覧ください。

経過措置の「３」の後に「４」を追加し、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間における給与の地域手当相当額について、令和８年度中は１００分の１１の支給割合の金額を新たに規定したものでございます。

施行期日は、令和８年４月１日でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員　　２点ございます。段階的に経過措置として引上げを行うということですが、以前はいつ引上げられたのかということを教えていただきたいということと、今回議案を見ると、引上げではなくおよそ３０円引下げとなっていますけれども、１００分の１１というふうに書いてあるんですが、これは引上げにあたるのか教えてください。

教育総務課参事　　いつ引上げがあったのかという質問については、昨年度の同時期に規則改正し、６％から１２％に引上げを行ったのと同時に、附則で令和７年度については経過措置として引上げ率を１０％に留める改正をしております。２点目の３０円の引下げについてでございますが、本則では、１２％で規定していますが、本年は経過措置として１１％にしますので、議案に記載のとおり、本則と比較すると３０円程度の引下げとなります。一方で、昨年の１０％の経過措置と比較すると、本年の経過措置は１１％ですので、１％引上げとなるものでございます。以上でございます。

教育委員　　ということは、これは条例で決まった引上げということでよろしいですか。

教育総務課参事　　委員おっしゃるとおりでございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第６号報告「教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第６号報告「教育長に対する事務委任規則の一部改正の臨時代について」、御説明申し上げます。

資料７ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号に該当するため、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、本規則は、令和８年３月２６日に開催された町議会２月定例会議（後半）で「島本町奨学資金条例の廃止について」が可決された後、施行日である令和８年４月１日までに改正する必要があったことから、教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第３条第１項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告を行うものでございます。

それでは、改正の概要について、御説明いたします。

資料９ページに、規則を添付しております。

内容につきましては、報告資料により御説明申し上げます。

資料の１０ページを御覧ください。

提案理由及び概要につきましては、島本町奨学資金条例廃止に伴い、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号に規定する奨学生選定委員会委員を削除するため、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、資料１１ページの新旧対照表により御説明させていただきます。

１１ページを御覧ください。

教育長に対する事務委任規則第１条の第１５号に規定する委員の委

嘱及び解嘱並びに任命及び解任に関することにつきましては、教育委員会の議決を必要としておりますが、令和８年３月２６日に開催された町議会２月定例会議（後半）で「島本町奨学資金条例」が廃止されてことに伴い、当該規則第１５号に規定していた「奨学生選定委員会委員」が不要となったことから、削除するものでございます。

施行期日は、令和８年４月１日でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第７号報告「島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長　　それでは、第７号報告「島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正の臨時代理について」、御説明申し上げます。

資料１３ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１２号に該当するため、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、本規則は、令和８年３月２６日に開催された町議会２月定例会議（後半）で「証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について」が可決された後、施行日である令和８年４月１日までに改正する必要があったことから、教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第３条第１項前段の規定に基づき、教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告を行うものでございます。

それでは、改正の概要について、御説明いたします。

資料１５ページに、規則を添付しております。

内容につきましては、報告資料により御説明申し上げます。

資料の１６ページを御覧ください。

提案理由は、証人等の費用弁償に関する条例の全部改正及び島本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の規定を踏まえ、公務災害補償の実施のために出頭を命じた者に対し支給する費用について整理するため、所要の改正を行ったものでございます。

概要につきましては、証人等の費用弁償に関する条例の全部改正を踏まえ、「証人等の費用弁償に関する条例の定めるところによる」を「島本町職員等旅費条例」へ改正し、併せて「実費弁償」から「旅費の支給」へ改正したものでございます。

詳細につきましては、資料１７ページの新旧対照表により御説明させていただきます。

１７ページを御覧ください。

島本町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第５条に規定する、補償の実施のために必要があると認め、関係者に出頭を求めた場合の実費弁償について、旅費の支給に改め、その額等は、島本町職員等旅費条例に変更したものでございます。

施行期日は、令和８年４月１日でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員　　以前は実費弁償にしていた理由があったと思うんですけども、今までは旅費以外の実費弁償として出されたようなことというのはなかったのでしょうか

教育総務課長　　現在把握している範囲ではそういった実績はございません。以上でございます。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといた

します。

それでは、以上をもちまして、令和８年第５回教育委員会定例会を閉会いたします。